

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について

問 健康増進課 子育て包括支援センター ☎85-9095

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。（基山町在住の方については、佐賀県から支給されます。）

▽支給対象者

以下のいずれかに該当される方

- (1) 令和3年4月分の児童扶養手当を受給している方 **申請不要**
- (2) 公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、遺族補償など）を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 **申請必要**
※公的年金等を受給していても、児童扶養手当にかかる支給限度額を上回る場合は支給対象となりません。
- (3) 令和3年4月分の児童扶養手当は受給しておらず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親世帯の方 **申請必要**

◆支給対象者（2）、（3）に該当する方は、申請書と収入額が分かる書類（給与明細や年金額改定通知書等）を健康増進課子育て包括支援係まで直接または郵送で提出ください。

◆申請書類等は健康増進課子育て包括支援係に準備しています。

▽支給額

児童1人あたり一律5万円

▽支給時期

支給対象者（1）に該当する方は4月下旬に児童扶養手当を受給している口座に振込済

支給対象者（2）・（3）に該当する方は、申請内容を確認後随時振込

▽申請期限

令和4年2月28日（月）まで

◆厚生労働省「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」コールセンター

臨時特別給付金に関するお問い合わせに対応するため、コールセンターを設置しています。

【電話番号】 0120-400-903

【受付時間】 午前9時～午後6時（平日）

◆“振り込み詐欺”や“個人情報の搾取”にご注意ください

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

「牛逢地区地区計画」の原案に関する説明会を開催します

問 定住促進課 都市計画係 ☎92-7920

基山町大字園部の牛逢地区の地区計画等に関する申出書の提出がありましたので、原案に関する説明会を開催します。

▽開催日時 6月10日（木）午後7時～

▽開催場所 基山町民会館 1階会議室

▽地区計画概要 隣接する第一種中高層住居専用地域と一体的に住宅用地を形成